

171-参-厚生労働委員会-10号 平成21年04月23日  
※厚生労働委員会委員長として議事進行

○委員長（辻泰弘君） ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。  
委員の異動について御報告いたします。

昨日、島尻安伊子君及び川崎稔君が委員を辞任され、その補欠として橋本聖子君及び森田高君が選任されました。

---

○委員長（辻泰弘君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。  
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省年金局長渡邊芳樹君外四名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（辻泰弘君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

---

○委員長（辻泰弘君） 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

発議者津田弥太郎君から趣旨説明を聴取いたします。津田弥太郎君。

○委員以外の議員（津田弥太郎君） ただいま議題となりました厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、通称年金記録回復促進法案につきまして、民主党・新緑風会・国民新・日本及び社会民主党・護憲連合を代表し、その提案の趣旨及び主な内容を御説明いたします。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

---

○委員長（辻泰弘君） この際、委員の異動について御報告いたします。  
本日、下田敦子君が委員を辞任され、その補欠として佐藤公治君が選任されました。

---

○委員長（辻泰弘君） これより質疑に入ります。  
質疑のある方は順次御発言願います。

○川合孝典君 おはようございます。  
民主党・新緑風会・国民新・日本の川合孝典でございます。  
この消えた年金、宙に浮いた年金の問題、この問題を国民の皆様の多くが知るところとなってから足掛け三年が既に経過いたしました。しかしながら、現在でも年金記録の回復状況は多くの国民の皆様の期待には程遠い状況となっている、このことについては、皆様御認識は一緒だというふうに思っております。（以下略）

(中略)

○西島英利君 それでは、この法案でいいます明らかに不合理であるというのは具体的にどのような場合をお考えになっているのか、お教えいただきたいと思います。

○委員長（辻泰弘君） どなたがお答えになりますか。時間が掛かるようでしたら止めましょうか。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（辻泰弘君） 速記を始めてください。

○蓮舫君 失礼いたしました。

具体的な不合理に当たる事案という問いでよろしいでしょうか。

私どもの本法案でもすべての申立て事項をあっせんしていこうというのではなくて、当然、第三者委員会が審査をして調査をしている結果、これはあっせんには当たらないとする事案も当然出てくるというのは想定をしております。

すべてをここで申し上げることはなかなかできないと思いますが、例えば時効等により申立て時期の保険料納付がこれはもう絶対できない、不可能であった事案ですとか、あとは制度上被保険者となれない期間の保険料納付の事案であるですとか、あるいは申立ての事業所が年金関連記録のみならずほかの記録をどう調査しても確認できないですとか、また申立て内容自体にこれは矛盾がありまして、どう考えてもこれは社会通念上不合理であると第三者委員会が御判断されたものは、私ども、あっせんできないと考えております。

(中略)

○政府参考人（関有一君） 特例法ではございませんで……

○委員長（辻泰弘君） 指名してからにしてください。よろしいですか。

○政府参考人（関有一君） はい。

厚生年金特例法ではございません。現行の厚生年金保険法によりまして、その規定に基づきまして、記録訂正の措置が必要だということであっせんをやってきております。

(中略)

○衛藤晟一君 そうですね。元々、厚生年金保険法の中における倒産したときだとか災害とかと同じような扱いの中で、これは本来はしっかり納められているのに、サラリーマンとしてはちゃんと納めているのに、あるいは納めているようになっているのに、事業主がおかしなことをしていたというのがこの改ざんの事実ですから、この改ざんに当たるところは全部厚生年金保険法で対応しているということになりますと、先ほどからお話ありましたように、趣旨の中にこれがやっぱりごちゃごちゃになっているのではないのかということだけはまず指摘をさせていただきたいと思うんですね。

それから、そうしますと、いわゆる厚年特例法で扱おうとしたものは、言わばこの実態をまたお聞きすれば分かると思うんですけども、あっせんがどうされたかというのはお聞きすれば分かると思うんですが、そのあっせんの実態もちょっと教えていただきたいし、それから、基本的にはそこは、うっかり届出漏れとかあるいは猫ばぼとかでしょう、事業主はもらっているけれども納めていないというようなところなんでしょう、結局。これが特例法なんでしょう。どうです、これ。

○委員長（辻泰弘君） 関局長、簡潔にお願いします。

○政府参考人（関有一君） はい。

事業主が天引きをしていたという事実があっても、その集めたお金が社会保険庁に納められたかどうか分からないと、その場合には現行法の厚生年金保険法では救済できない。そこが出発点でございまして、天引きをされていた事実が明らかであると、で、そのお金が社会保険庁に納められていたかどうか分からない事案について記録訂正に結び付ける必要があるのではないかとということで国会でも御審議をいただいて、議員立法として十九年の十二月に成立をいただいて、私も、その法律に沿って、現行厚生年金保険法よりもはるかに多い件数のあっせんをこの特例法でやってきております。

（中略）

○衛藤晟一君 済みません。じゃ、あとちょっと続けさせていただいた後、改めまして。

私はやっぱりそういうことじゃないかなと思います。これを判断するのは極めて難しい。かつ、今これを政令でということですけども、国に責任があるかどうかということ厚生労働省自身が決められるはずがないという具合にまでちょっと思っていますので、この後の質問はまた午後の部にさせていただきたいと思います。

大変ありがとうございました。

○委員長（辻泰弘君） 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時八分休憩

—————・—————  
午後一時開会

○委員長（辻泰弘君） ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○衛藤晟一君 引き続き、質疑をさせていただきたいと思います。

先ほどお話し申し上げました国の帰責事由の有無というものを適切に判断することは極めて難しい、そしてまたその認定を当事者であるところの社会保険庁長官が行う、政令ということになっておりますので、やっぱりちょっとこれは矛盾があるということ。それからさらに、言うならば、この法案によってそのような事業主本人が免責の対象ということになると、やっぱりちょっとこれは国民の理解が得られないんじゃないかという具合に思いますので、そののところについてはどう思われますか。今のところ、事業主本人も納めていないと、あるいはやっているときに自分自身もこの法案では免責対象になっちゃうんですね。そのところだけ指摘しておきましょうかね。

いいですか、私の言っている意味が、事業主本人が逆に今度免責対象になっちゃう。そうすると、やっぱりこの人たちは勸奨が続いたりとかいかないと、この人たちも全部免責されて、勸奨もない、それから公表もない、それから代位請求もないと、全部なくなりますよということではちょっと、私は、これをどう制限するかということについてはこのままで全部いいとは思いませんけれども、全部なくなるということは、免責されるということについてはやっぱり問題であろうかと思えますけれども、これについてどう思われますか。

(中略)

○委員以外の議員（行田邦子君） 法律案に明記されていますこのできる限りという意味ですけども、これはお言葉どおり取っていただいて結構かと思うんですが、あらゆるすべての資料を収集しなければいけないという意味ではありません。あくまでも可能な限り、できる限り第三者委員会は収集をしなければいけないということを明記しております。

また、今、山本委員が御指摘のこと、私どもも議論の中でございました。今回できる限りというふうに明記したと同時に、このことによって、第三者委員会が資料や記録を収集をすることを義務付けることによって逆にこれが足かせになってしまう、申立てのあっせんが遅れてしまうことがあってはいけないと思ひまして、この同じ第一条二項には速やかにということも併せて併記をさせていただきます。

○委員長（辻泰弘君） 蓮舫君、よろしいですか。

○蓮舫君 山本委員、これは私ども、どうして法律事項にしたかといいますと、今現段階で基本方針、判断基準の中で関連書類はなるべく集めることと例示も規定をされているんですけども、実際に非あっせんと言われた方々で御相談された方たちとお話をする、第三者委員会が関連書類を集めているのではなくて、相談をした申告者本人が様々なところに行って自分で雇用保険の証書を取ったり、あるいは同業者を探したり、あるいは元々の雇主である方を探したり、その方がお亡くなりになっているというような公的証書を集めたり、自分が汗をかいて実費を払って、そして第三者委員会にお渡しをしているという事例も少なくございません。その部分では、やはり結構御高齢者の方たちが自ら汗をかくというのは、もう私たちは限界があると思っておりますので、そこは第三者委員会の責任でやっていただきたいという思いは、これは御共有していただけないのでしょうか。

(中略)

○福島みずほ君 一月二十一日の新聞で、担当職員を現在の二百八十人から五百人に増やす方針だということを出ているので、今答弁なつたとおりだと思います。

しかし、今日また申し上げたいのは、五百人でも実は少ないんじゃないか、七か月を三か月に減らすためにもう少し頑張ってもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○委員長（辻泰弘君） 石井運営部長、簡潔にお願いします。

○政府参考人（石井博史君） はい。

お答え申し上げます。

私ども、処理計画、ざっくり申し上げてこういうふうに考えています。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長（辻泰弘君） この際、委員の異動について御報告いたします。  
本日、橋本聖子君が委員を辞任され、その補欠として中山恭子君が選任されました。

○委員長（辻泰弘君） 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案の両案を一括して議題といたします。  
提出者衆議院厚生労働委員長田村憲久君から趣旨説明を聴取いたします。田村憲久君。

○衆議院議員（田村憲久君） ただいま議題となりました両案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。  
これより質疑に入ります。——別に質疑、討論もないようですから、これより直ちに採決に入ります。  
社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（辻泰弘君） 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（辻泰弘君） 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（辻泰弘君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後三時二十五分散会